

香芝市文化施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月30日

香芝市長 福岡 憲宏

香芝市条例第21号

香芝市文化施設条例の一部を改正する条例

香芝市文化施設条例（平成19年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市民」の次に「（市内に在住し、又は在勤する者をいう。以下同じ。）」を加える。

第19条を第21条とし、第12条から第18条までを2条ずつ繰り下げる。

第11条第1項中「掲げる文化施設」の次に「の室」を加え、「もの」を「者」に改め、同項ただし書中「と認められるときは」を「ときは」に改め、同条を第13条とし、第10条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

（文化施設の利用）

第12条 文化施設は、市民のほか、市民以外の者も利用することができる。

2 次条第1項の許可その他の文化施設の管理に当たっては、市民による利用が市民以外の者の利用に優先されるよう適切に配慮されなければならない。

3 市民が他の市町村が管理する文化芸術活動及び生涯学習活動の促進に寄与する公の施設又はスポーツ及びレクリエーションの振興のための公の施設を当該市町村の住民と同様の条件で利用することができることとされている場合であって、あらかじめ市長が指定したときは、当該市町村内に在住し、又は在勤する者に市民と同様の条件で文化施設を利用させることができる。

4 市長は、前項の規定による指定をしたとき、又はその指定を取り消したときは、速やかにその旨を公告しなければならない。

第9条中「第5条」を「第6条」に、「第4条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条中「第5条第3項」を「第6条第3項」に、「及び」を「又は」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第2項第4号中「第13条」を「第15条」に改め、同条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（管理）

第3条 この条例及び他の条例に特別の定めがある場合を除き、市長が文化施設を管理する。

別表中「第9条、第11条、第13条」を「第10条、第13条、第15条」に改め、同表のうち1 各室の使用料の表備考に次のように加える。

- 5 市民以外の者（第12条第3項の規定により市長が指定した者を除く。）が使用する場合の使用料は、規定の使用料の2倍に相当する額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に許可した文化施設の利用に係る使用料について適用し、同日前に許可した文化施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（香芝市文化振興基金条例の一部改正）

- 3 香芝市文化振興基金条例（平成20年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第6条」を「第7条」に改める。